

## 「刑の全部の執行猶予制度の在り方」についての意見要旨

### 1 保護観察中の再犯についての刑の全部の執行猶予（以下「執行猶予」という。）

- 保護観察付き執行猶予を活用して社会内処遇を充実させるため、保護観察付き執行猶予中の再犯について執行猶予を可能にするべきではないか。
- 保護観察付き執行猶予中の再犯について執行猶予を可能にする場合の回数制限については、現行法で1回とされた理由を踏まえた検討が必要。

### 2 再度の執行猶予が可能な刑期

- 保護観察付き執行猶予の活用を図るとの観点から、適切な処遇選択を一層可能とするため、再度の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限を現行法上の1年から引き上げるべきではないか。
- 刑期の上限を引き上げるか否かについては、現行法上再度の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限が1年とされている趣旨が現在の犯罪情勢又は量刑事情においても妥当するか否かの検討が必要。

### 3 執行猶予の取消し要件の緩和

- 遵守事項違反があっても「情状が重いとき」（刑法第26条の2第2号）でなければ執行猶予が取り消されないことにより保護観察の効果的な実施に困難が生じているのであれば、執行猶予の取消しの要件を緩和するべきではないか。
- 保護観察期間を執行猶予期間よりも短期間にし得る制度や、遵守事項を遵守していれば早期に保護観察を終了させ得る制度を併せて導入するべき。
- 執行猶予を取り消す場合には、言い渡された刑期の一部のみの取消しも可能にするべき。

### 4 執行猶予期間経過後の執行猶予の取消し

- 執行猶予中の再犯について、再犯事件の判決確定が執行猶予期間経過後であっても、一定の条件の下で取り消し得るものとするべきではないか。
- 執行猶予期間経過後に執行猶予を取り消し得るものとするについて、理論面からの検討が必要。
- 保護観察付き執行猶予を執行猶予期間経過後に取り消した場合には、経過した執行猶予期間分を考慮して早期に仮釈放を認める仕組みとするべきではないか。

### 5 資格制限の排除

- 裁判所が執行猶予判決を宣告する際に資格制限の排除を言い渡し得るものとするべきではないか。